

保育の必要性とは

保育の必要性のある世帯とは

日中、恒常的に申請子どもを保育できない要件を持っている世帯を指し、具体的には**申請子どもの両親ともに以下の①～⑫のうちいずれかを満たす世帯**をいいます。(認可保育所等を利用する際に必要な要件と同一です。)

なお、専業主婦(夫)世帯については、保育の必要性のある世帯とはみなせませんので、ご注意ください。

また、新2号及び新3号を取得した世帯に対しては、保育の必要性の要件を継続しているか確認を行うため、1年に1度、以下の証明書等の再提出をしていただくこととなりますので、ご承知おきください。

保育の必要性の要件一覧 (①～⑫)

●最低就労(就学)時間：月60時間以上 (①～⑥の場合)

保護者の状況等	必要書類	その他事項
① 就労者	・「就労証明書」☆	
② 採用内定者 ※1	・「就労証明書」☆	
③ 自営業従事者	1. 「就労証明書」☆ 及び 2. 「開業届の写し」又は「確定申告の写し」	1, 2ともに必要です。
④ 農業従事者		1, 2ともに必要です。
⑤ 内職	・「就労証明書」☆	
⑥ 学生 ※2	・「在学証明書(所属機関の様式)」及び ・「カリキュラム」☆	月60時間以上の在校が必要です。
⑦ 疾病者の介助者 ※3	1. 診断書(介護)☆ 又は介護保険被保険者証の写し 2. 看護等状況申告書(介助者のもの)☆	1, 2ともに必要です。

⑧ 病気・障害がある ※3	・診断書(本人) ☆又は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書などの写し	
⑨ 出産 ※4	・母子健康手帳 (保護者氏名及び出産予定日が記載されたページの写し)	
⑩ 災害復旧 ※3	・罹災証明書等	災害状況がわかるもの。
⑪ 虐待やDVのおそれ	・幼児保育課にご相談ください	
⑫ 求職中または事業準備中で就労後児童の保育ができない場合 ※5	・求職活動に関する申立書 ☆	求職活動の認定は、児童1人につき1回のみ認定となります。

※1 勤務開始日からの認定となります。また、勤務を開始したことを確認するため、勤務開始日以降に取得した就労証明書を勤務開始後1ヶ月以内に提出してください。

※2 国公立又は学校法人の運営する学校に限ります。また、自宅学習(放送大学、通信大学を含む)は認められません。

※3 ⑦、⑧、⑩で認定を取得する場合は、「証明書等に記載の期間内」での認定となります。新2号・新3号の認定期間を延長するためには、再度証明書(延長された期間が記載されているものに限る)の提出が必要です。

※4 ⑨で認定を取得する場合は、「出産予定日の6週間前から出産日の8週間後の翌日が属する月末まで」の認定期間となります。また、その他の要件(就労者等)と期間が重なった場合は、「⑨出産」の認定が優先されます。

※5 3ヶ月の認定期間となります。新2号・新3号の認定期間を延長するには3ヶ月以内に就労証明書の提出が必要です。

◎**保護者の方の状況が変わった際には、認定変更申請が必要となります。**

その場合、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)」と、状況に合わせた保育にあたれない証明書を変更日までにご提出ください。

上記表に☆がある証明書は、原則、つくば市指定の様式をお使いください。

各様式については、つくば市ホームページから印刷ができます。

様式は保育所入所申請の際に使用する様式と同一のものとなっております。

つくば市ホームページ > お役立ち情報 「申請書ダウンロード」

> 「子育て・福祉」の申請書 > 保育所入所に関する申請書

> 保育にあたれない証明書

各証明書はこちら

